

条例公示第 14 号

災害対応準備金に関する特別措置条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長	木	越	渉
参 務	古	賀	堅 志
参 務	長	峯	顕 教
参 務	佐々木		高
参 務	轡	田	普 善
参 務	山	田	孝 彦

災害対応準備金に関する特別措置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策条例（2012年条例公示第9号）第7条に基づき、災害対応に必要な資金の一部を確保するための特別措置について定める。

(災害対応準備金)

第2条 前条の規定による資金は、災害対応準備金（以下「準備金」という。）とい
い、一般会計から支出し保管金として別途にこれを経理する。

2 一般会計に計上した災害見舞費について、その年度の歳計に残額を生じたときは、予算から支出しこれを準備金に繰り入れるものとする。

(準備金の使途)

第3条 準備金の使途は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害時特別教化交付金

(2) 災害見舞費の補填

(災害時特別教化交付金)

第4条 前条第1号に定める災害時特別教化交付金（以下「特別交付金」という。）

は、教区の活動に重大な影響を与える災害が発生した際、被災教区の教化及び運

営を支えるための資金として交付する。

- 2 前項により特別交付金を交付しようとするときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(災害見舞費の補填)

第5条 当該年度において一般会計に計上されている災害見舞費に不足を生じたときは、第3条第2号により、予算額にかかわらず、その不足分を準備金から補填することができる。

(目的外使用の禁止)

第6条 準備金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第7条 準備金の経理の方法は、会計条例（1988年条例公示第1号）第44条の規定による。

附 則

- 1 この条例は、2025年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に設置されている災害見舞準備金は、この条例による災害対応準備金とみなす。
- 3 一般会計における災害見舞費の残額を災害見舞準備金として保管する臨時措置条例（1991年条例公示第40号）は、廃止する。